

○長崎短期大学 科目等履修生規程

(平成8年4月1日制定)

改正 平成19年4月1日 平成28年4月1日

平成29年6月1日

(目的)

第1条 この規程は、長崎短期大学（以下、「本学」という。）学則第43条の規定に基づき、科目等履修生に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入学資格)

第2条 科目等履修生として入学を志望できる者は、次の各号いずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 前号に規定する者と同等以上の学力があると認められる者
- (3) 本学と科目等履修生に関する協定を結んだ短期大学又は大学（外国の短期大学又は大学を含む。）に在籍し、大学長の推薦を受けた者

(願書)

第3条 科目等履修生として入学を志望する者は、次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。ただし、前条第3号に規定する者については、科目等履修生願書及び大学長の推薦書とする。

- (1) 科目等履修生願書（本学制定用紙）
- (2) 最終出身学校の卒業証明書及び成績証明書
- (3) 履歴書（本学制定用紙）
- (4) 所属長の承諾書（勤務先を有する者のみ）
- (5) 外国人登録済証明書（外国人のみ）

(選考手続)

第4条 科目等履修生の入学選考は、書類審査、面接等によって行う。

2 学長は、教授会の議を経て、入学の許可を行う。

(入学手続)

第5条 前条の選考の結果、科目等履修生として入学を許可された者は、所定の期日までに諸納付金を納入しなければならない。

2 既納の諸納付金は、原則としてこれを返還しない。

3 第1項の入学手続を完了しない者に対しては、入学許可を取り消す場合がある。

(入学の時期)

第6条 科目等履修生の入学は、毎学期の始めとする。ただし、特別の事情がある場合はこの限りでない。

(在学期間)

第7条 科目等履修生の在学期間は1年以内とする。ただし、継続を希望する場合は更新することができる。

(履修科目制限等)

第8条 科目等履修生が履修できる授業科目は、原則として本学で開講される演習及び実験・実習を除く授業科目のうち、科目担当教員が受講を許可した科目とし、履修科目数は24単位を上限とする。

(単位修得等)

第9条 科目等履修生は、その履修した科目について、本学が行う試験を受けることができる。

(退学等)

第10条 科目等履修生が退学しようとするときは、学長に願い出て、許可を受けなければならない。

2 科目等履修生としてふさわしくない行為があった場合は、その資格を取り消すことができる。

(その他)

第11条 科目等履修生に関し、この規程に定めるもののほかは、本学学則、その他諸規定を準用する。

(事務)

第12条 この規程の事務は学生支援課が行う。

(改定)

第13条 この規程の改定は、運営会議の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年6月1日)

この規程は、平成29年6月1日から施行する。